

東部知多衛生組合予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

東部知多衛生組合管理者 岡 村 秀 人

東部知多衛生組合規則第 5 号

東部知多衛生組合予算決算会計規則の一部を改正する規則

東部知多衛生組合予算決算会計規則（平成10年東部知多衛生組合規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の 7</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、予算、決算、収入、支出及び公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 （徴収又は収納を委託した指定公金事務取扱者の証票等） 第51条 略 <u>（地方税共同機構に行わせる特定収納事務の公表）</u> <u>第52条の 2 管理者は、法第243条の 2 の 7 第 2 項の規定により地方税共同機構に特定収納事務を行わせるときは、その旨を東部知多衛生組合公告式規則に定めるところにより告示しなければならない。特定収納事務の内容の変更又は取消しをしたときもまた同様とする。</u>	（趣旨） 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の 6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、予算、決算、収入、支出及び公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 （徴収又は収納を委託した指定公金事務取扱者の証票等） 第51条 略

附 則

この規則は、令和８年９月24日から施行する。